

令和4年5月1日変更
令和4年4月1日変更
令和3年5月19日一部変更
令和2年10月12日

専任教職員の皆さんへ

常葉大学/同短期大学部

新型コロナウイルス感染が判明した場合等の対応について

(令和4年5月1日より適用)

感染者となった場合

新型コロナウイルス感染者と確認された場合は、就業禁止とします（感染症法第18条第2項による）。出勤の再開にあたっては、保健所や医療機関の指示に従ってください。指示がない場合には、各キャンパス事務局長の指示に従ってください。教員にあつては、就業禁止期間中の授業については、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。

また、「[新型コロナウイルス感染症検査で陽性になったとき](#)」及び「[濃厚接触者相当者チェックリスト](#)」で濃厚接触者相当に該当する人がいるかを確認してください。該当する人がいたら、その人に濃厚接触者相当者に該当することを必ず連絡してください。

濃厚接触者となった場合

濃厚接触者と認められた場合は、感染者と最後に接触した日を0日として7日間（ただし、本来勤務すべき日のみ）を在宅勤務とします。その期間中に発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。また、8日目以降に発症する可能性もあるため、引き続き体温を測るなどの健康観察を必ず行ってください。

PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパス事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあつても、7日間の在宅勤務とします。

なお、教員にあつては、在宅勤務期間中の授業については、教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。事務職員にあつては、各キャンパスの事務局長の指示に従ってください。

濃厚接触者相当者となった場合

濃厚接触者相当者と連絡を受けた場合は、まず、「[濃厚接触者相当者チェックリスト](#)」で濃厚接触者相当者に該当するかを確認してください。濃厚接触者相当者に該当する場合は、教員にあつては、感染者の発症日を0日として7日間は在宅勤務とします。事務職員にあつては、在宅勤務又は感染対策を徹底した上で勤務をしてください。その期間中に発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。また、8日目以降に発症する可能性もあるため、引き続き体温を測るなどの健康観察を必ず行ってください。

PCR検査等を受けた場合は、その結果をキャンパス事務局長へ報告してく

ださい。検査結果が陰性でもあっても、教員は7日間の在宅勤務、事務職員は在宅勤務又は感染対策を徹底した上で勤務とします。

なお、教員にあつては、在宅勤務期間中の授業については、教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。事務職員にあつては、各キャンパスの事務局長の指示に従ってください。

濃厚接触者相当とは…次のア～オのいずれかに該当する場合

- ア 感染者と生活空間（食事や洗面浴場等の場）を共有している者（寮の同居者など）
- イ 1m以内の距離（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で互いにマスクなし（※1）で会話をした者
- ウ 1m超から2m未満（互いに手を伸ばした際に触れない距離）は保っていたが、必要な感染予防策なし（※2）で、感染者と15分以上の接触（会話や飲食等）があった者
- エ 感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者
- オ その他、感染予防策が不十分な環境で感染者と接触した者

※1 不織布マスクを推奨。

フェイスシールドやマウスシールドはマスク着用とみなさない

※2 マスクを着用していたかのみならず、マスクによって鼻や口が隙間なく覆われていたかを判断

詳細は、[「陽性者から「濃厚接触者相当者」に該当すると連絡があったとき」](#)を確認してください。

濃厚接触者ではないが感染者との接触があった場合

接触の状況にもよりますが、少しでも感染の不安がある場合は、感染者と接触した日から起算して7日間のうち本来勤務すべき日を在宅勤務とします。健康管理表によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあっても、引き続き在宅勤務とします。

教員にあつては、在宅勤務期間中の授業については、教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。

感染者や濃厚接触者に対して授業や指導・助言・支援を行った場合

接触の状況にもよりますが、少しでも感染の不安がある場合は、7日間のうち本来勤務すべき日を在宅勤務としてください。教員にあつては、この期間中は教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。事務職員にあつては、各キャンパスの事務局長の指示に従ってください。健康管理表によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保

健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあっても、引き続き在宅勤務とします。

同居家族が濃厚接触者となった場合

毎日、健康管理表による健康観察を必ず行い、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能ですが、不安を感じた場合は在宅勤務を認めます。少しでも体調不良を感じたときは、体調が整うまで自宅で休養してください。すべての症状が消失して、3日（消失日を0日とします）は在宅勤務とし、体調が整えば、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能です。

同居家族に感染を疑わせる症状が出た場合

同居家族の症状が発生した日から、在宅勤務とします。同居家族がPCR検査を受けた結果が陰性の場合、又はすべての症状が消失して3日（消失日を0日とします）を経過したときは、出勤可能とします。健康管理表（大学のHPからダウンロード）によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの庶務課へ報告してください

発熱等の風邪の症状による体調不良の場合

発熱等の風邪の症状による体調不良の場合は、体調が整うまで自宅で休養してください。毎日の健康観察を必ず行い、息苦しさや強いだるさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。

すべての症状が消失して、3日（消失日を0日とします）を過ぎて体調が整えば、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能です。

【本件担当】

大学・短大本部事務局長 河上 泰英

TEL : 054-297-6120

E-mail : gakucho@tokoha-u. ac. jp